

背景・必要性

1. アイヌの人々を先住民族と認識して施策を進める
必要性

- ・平成9年、アイヌ文化振興法制定（北海道旧土人保護法（明治32年制定）廃止）
- ・平成20年、衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」及びこれを受けての内閣官房長官談話（アイヌの人々が先住民族であることの認識を示す。）
- ・上記の経緯等を踏まえ、アイヌの人々を先住民族と認識し、施策を展開することが求められている。

※「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年採択）等、先住民族への配慮を求める国際的な要請も高まっている。

2. アイヌ施策の総合的かつ継続的な実施の必要性

- ・アイヌ文化の振興等のための環境整備の必要性を踏まえ、従来のアイヌ文化振興施策・生活向上策に、地域・産業・観光振興等も加えた新たな支援措置を継続的に実施する必要

3. 民族共生象徴空間の管理のための措置

- ・民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ（※））はアイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターであり、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園等で構成される。
※アイヌ語で「（おおぜいで）歌うこと」という意味
- ・民族共生象徴空間の北海道白老における整備、2020年4月の一般公開、年間来場者100万人の目標について平成26年閣議決定

民族共生象徴空間(ウポポイ)



法案の概要

○目的規定 >「目的」の条文中に「先住民族であるアイヌの人々」と記載して先住民族としての認識を示し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を目指す。

○アイヌ施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置

アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針(政府策定)

アイヌ施策を推進するための計画(市町村作成)

内閣総理大臣の認定

交付金の交付

- ・認定された計画に記載された地域・産業・観光振興等の事業の実施に対し交付金を交付

法律の特例措置等

- ・国有林野の林産物採取についての特例
- ・さけの捕獲について、都道府県知事等による配慮
- ・地域団体商標に係る出願の手数料及び登録料を減免する措置

○民族共生象徴空間の管理に関する措置

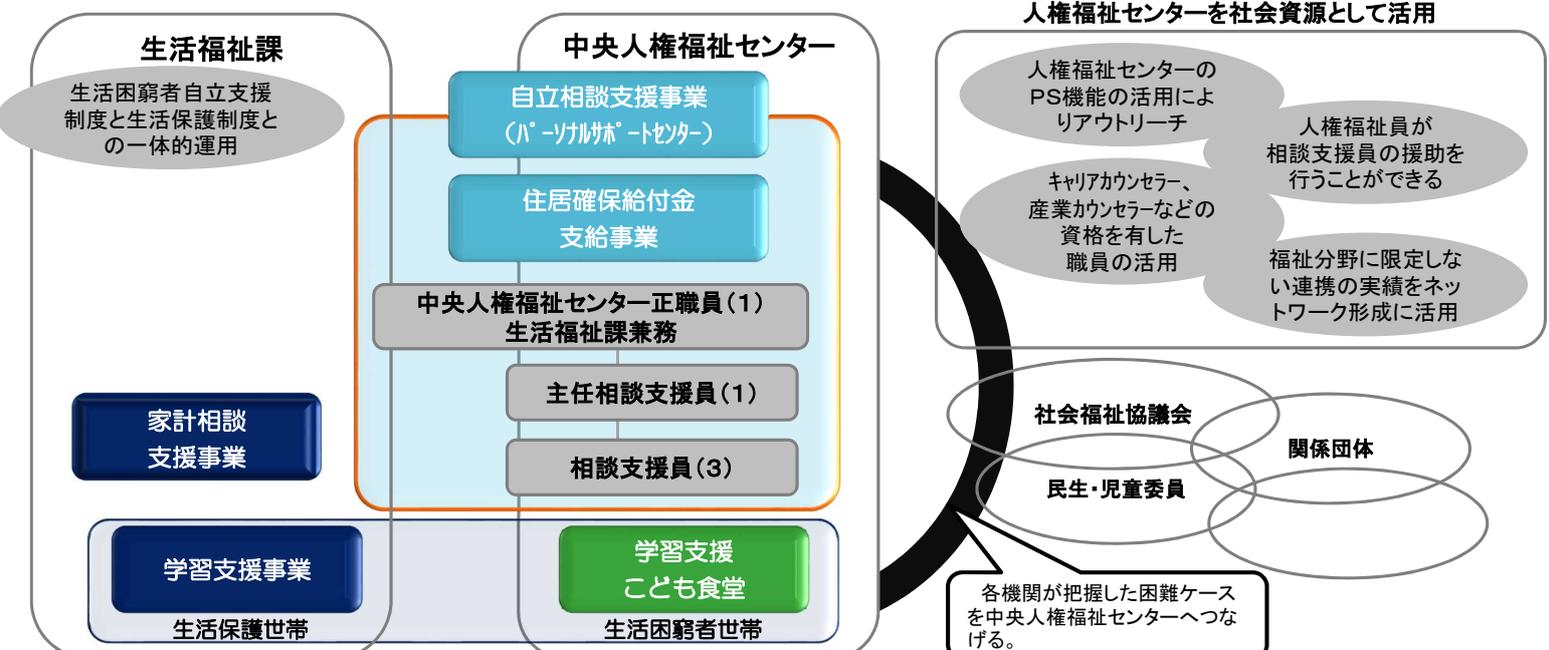
- > 民族共生象徴空間の管理の委託
- > 民族共生象徴空間の入場料等の徴収に関する措置 等

○アイヌ政策推進本部

> 関係大臣で構成するアイヌ政策推進本部の設置

【目標・効果】アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現《KPI》
 ・アイヌが先住民族であることの認知度の向上：77.3%(2018年度) ⇒ 90%以上(2024年度)
 ・民族共生象徴空間の年間来場者数100万人の達成(2020年度)

鳥取市の隣保館における「生活困窮者自立相談支援事業」等の実施



【人権福祉センター(隣保館)における相談支援事業】
 「生活をしていく上で困難を抱えること」は人権問題であると捉え、隣保館を、人権侵害はもとより、福祉、就労、生活困窮、子育て、居住、環境等の各分野にわたる相談に対応する包括的な相談支援機関として位置付けるとともに、「相談事業」とは、複合的な課題を抱え支援が必要な相談者に対して、「支援方策のコーディネート」、「アウトリーチ活動」、「心理的サポート」、「同行支援」、「フォローアップ」などにより「困難を抱える当事者本位の個別的・包括的・継続的支援」の実践であると整理。

【生活困窮者自立相談支援事業と隣保館相談支援事業の一体的実施】
 生活困窮者自立支援制度の対象者は、経済的困窮者のみならず社会的に孤立している者などを対象としており、これまで隣保館が支援してきた対象者そのものである。また、必須事業の「自立相談支援事業」は「困難を抱える当事者本位の個別的・包括的・継続的支援」であり、「家計相談」や「学習支援」などの任意事業は、隣保館で具体的な相談支援において取り組んできた手法でもあったことから、鳥取市においては、中央人権福祉センター(隣保館)を活用することし、隣保館内に自立相談支援を担う相談支援員を併せて配置することにより、一体的な実施を可能とした。更に、中央人権福祉センター(隣保館)においては、「自立相談支援事業」のほかにも、「住居確保給付金支給事業」や「子どもの居場所づくり事業(子ども食堂への補助金)」、「障害者差別解消法に基づく相談窓口」を所管するとともに、隣保館デイサービス事業を活用した高齢者支援や福祉人材育成事業などを実施しており、庁内関係課との具体的な連携体制が確保されていることから、様々な困難を抱える者に対する包括的な支援が可能となっている。

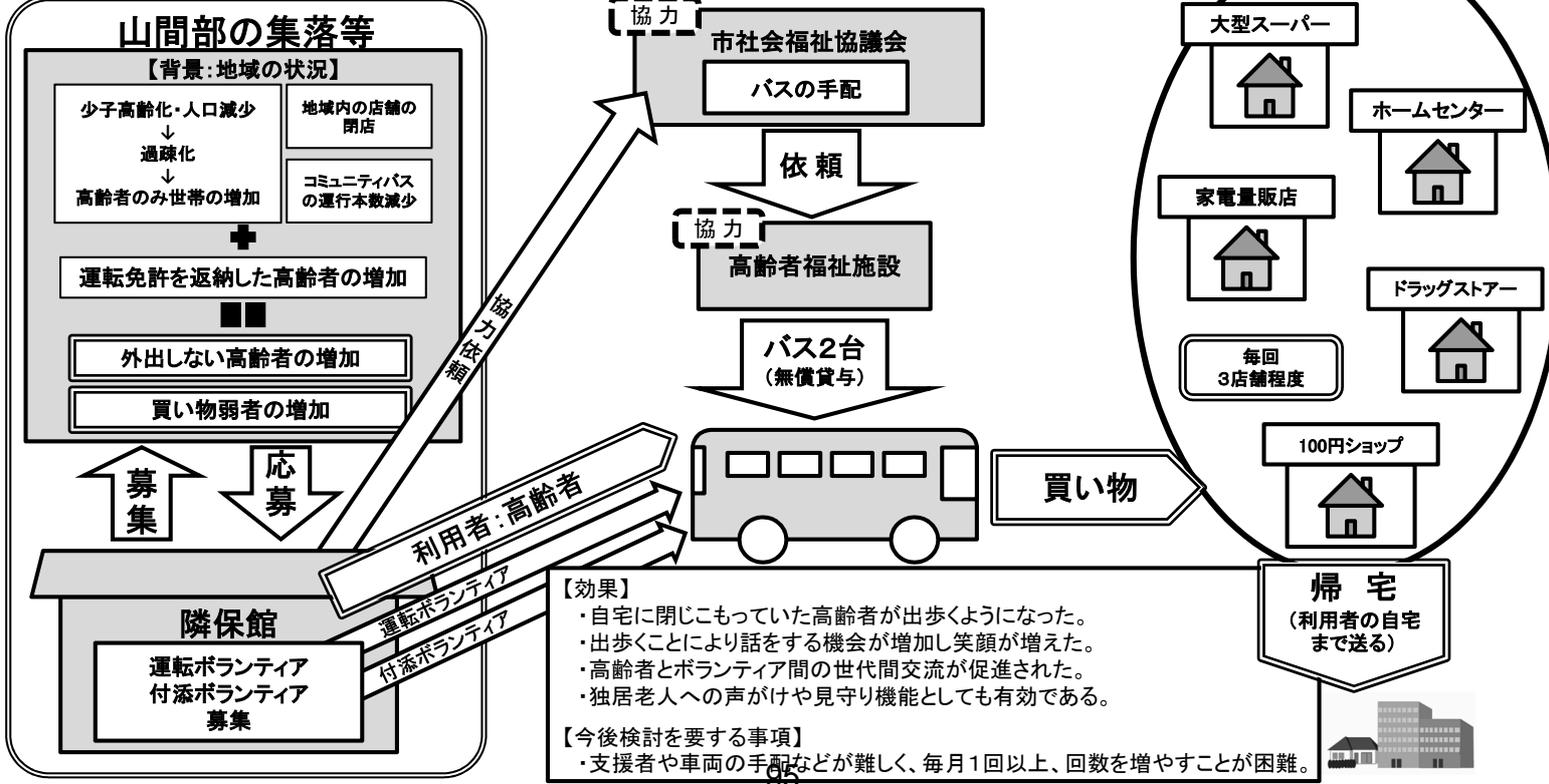
➡ 世帯全体の生活課題を丸ごと把握した上で、生活困窮者自立相談支援事業を中心として、高齢、障害、子育て支援、生活困窮等の各分野横断的な支援体制が構築されている。

菊川市立協和会館における「高齢者の買い物支援事業」

【事業概要】
 定期的(月1回)に、買い物弱者である地域の高齢者等を対象として、隣保館を拠点に、スーパー等を巡回し利用者宅まで送り届ける取組。
 ※ 隣保館職員が同行(バス運転手、付添はボランティア)。

【地域の高齢者や独居老人の悩み】
 ・「商店まで遠い。」「運転免許証を返納した。」「コミュニティバスの時間が合わない。」などの問題があり、食料品等の買い物が好きなようにできない。
 ・食事は宅配サービスを利用することから、1日、ほとんど外出せず、誰とも話をしない日がある。

【隣保館における取組】
 ・悩みを解消するとともに、家に閉じこもっている高齢者が、少しでも外出することにより笑顔を取り戻すことができないか。
 ・隣保館がその受け皿となり、高齢者の居場所づくりに対する支援ができないか。



成年後見制度利用促進基本計画について

＜経緯＞

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

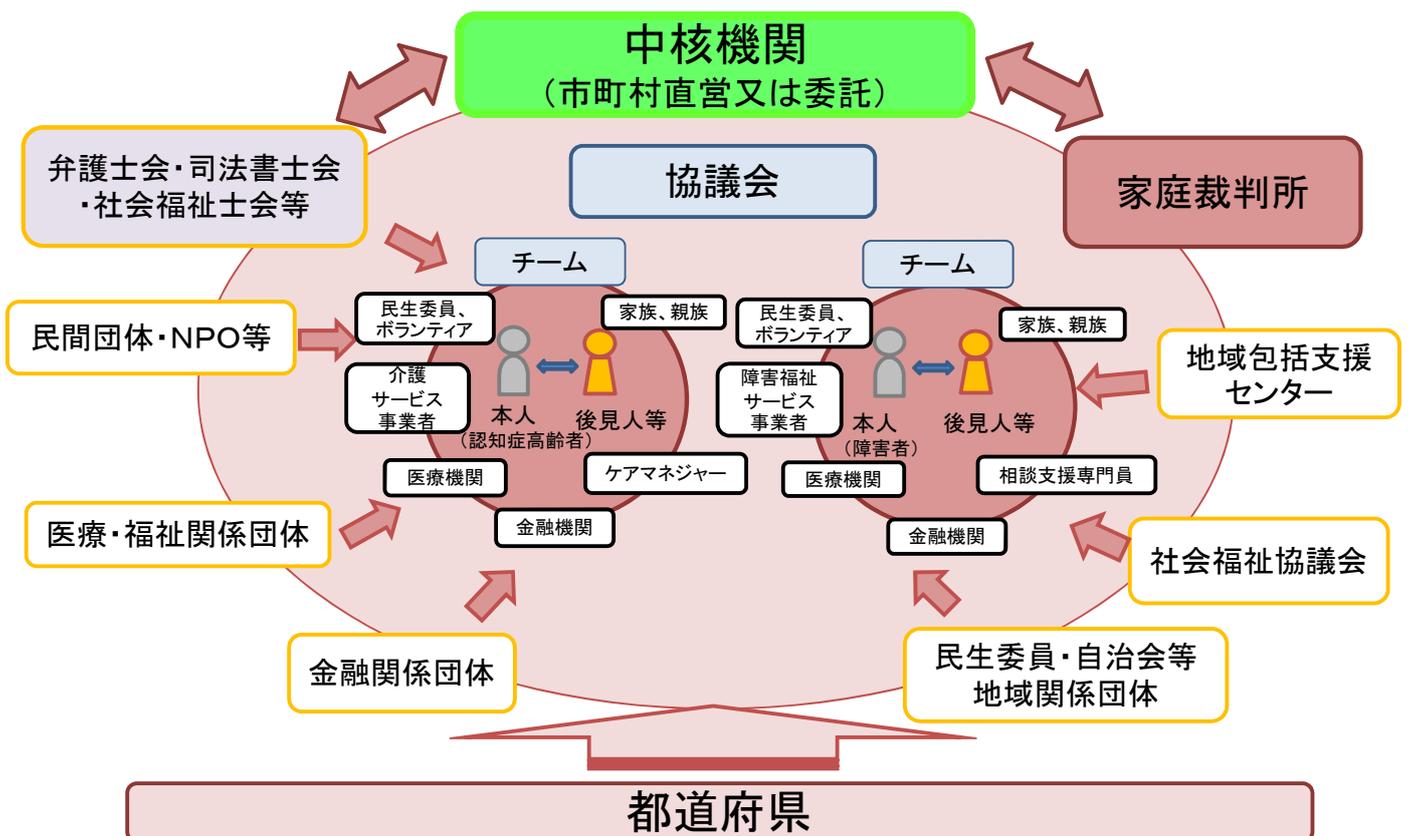
＜計画のポイント＞

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
 - ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
 - (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
 - ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
 - ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

中核機関と地域連携ネットワークについて

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。



成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

新 平成31年度 成年後見制度利用促進体制整備関係予算案

平成31年度予算案 3.5億円

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制を構築するため、都道府県の支援の下、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進する。

【成年後見制度利用促進体制整備推進事業】(補助事業) 320百万円

(1) 都道府県事業 [社協等の民間団体に委託可、(補助率)国1/2 都道府県1/2]

都道府県による広域的支援による体制整備の推進

- ①体制整備アドバイザー等による体制整備の推進(広域的な中核機関立ち上げや計画策定支援等)
- ②中核機関・市町村職員向けの都道府県研修の実施
- ③市町村・中核機関向け専門相談窓口の設置(ノウハウに乏しい市町村や中核機関職員等への助言等)

(2) 市町村事業 [社協等の民間団体に委託可、(補助率)国1/2 市町村1/2]

中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組の推進

- ①中核機関の立ち上げ支援(立ち上げに向けた関係機関会議の会議費や先進地視察等)
- ②中核機関の先駆的取組の推進(適切な後見人候補者を選任する仕組み(受任調整会議)や、親族後見人を継続的に支援する取組(専門職による助言等)等の先駆的取組)

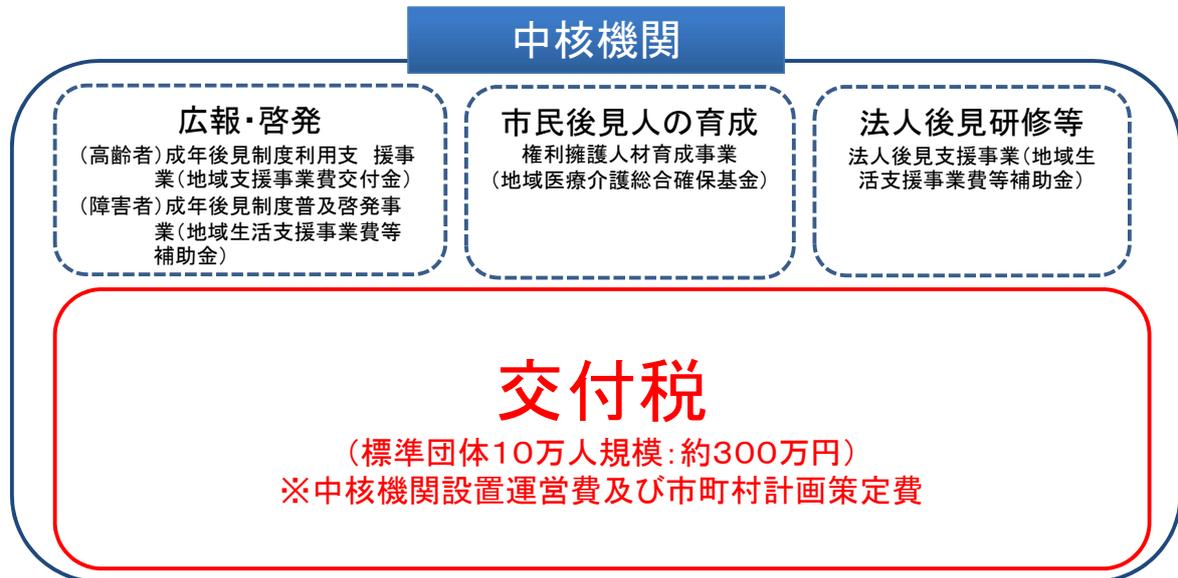
(3) 先駆的取組に係る調査研究 [シンクタンク等の民間団体(補助率)10/10]

【成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)(委託費) 30百万円

国において、市町村や中核機関職員、都道府県の研修担当者に対する研修を実施する。※民間委託

中核機関が活用できる財源のイメージ

- 中核機関の運営費は、平成30年度から措置された普通交付税措置のほか、広報啓発、市民後見人育成、法人後見研修等の経費について、既存の補助制度の活用が可能。
- 平成31年度予算案において、上記に加えて以下を計上。
 - ・中核機関の立ち上げに向けた支援(会議費、先進地視察等)
 - ・中核機関における先駆的取組の推進



平成31年度予算案において、上記に加えて以下を計上。
 ・中核機関の立ち上げに向けた支援(会議費、先進地視察等)
 ・中核機関における先駆的取組の推進

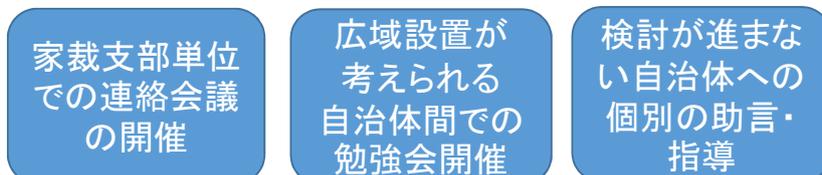
都道府県の役割(市町村への広域的支援)

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、都道府県は管内市町村全体の体制整備推進の主導的な役割を担う。

(中核機関整備・市町村計画策定に向けた支援)

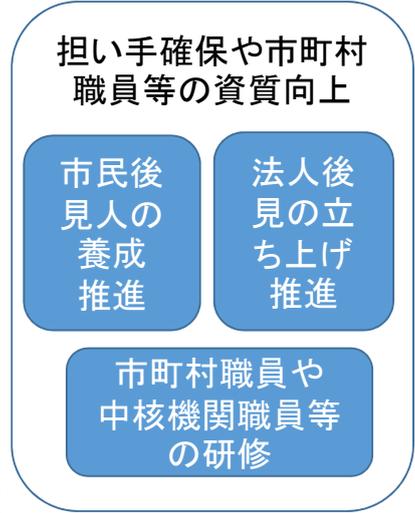
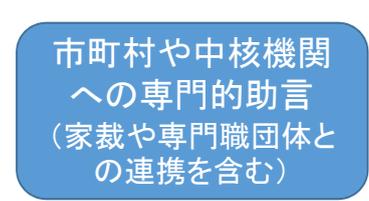


中核機関整備や市町村計画策定に向けた具体的検討



※ 家庭裁判所や社会福祉協議会、専門職団体等と連携
 ※ 連絡会議への参加等により、検討状況を継続的に把握し、中核機関整備や市町村計画策定に向けた必要な助言等を実施

(その他の広域的支援)



生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～平成30年12月)

【平成27年度～平成29年度】

- 施行後3年間の新規相談受付件数は、約67.9万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約19.4万件。
- 包括的な支援の提供により、約9.3万人が就労・増収につながった。

【平成30年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後3年間に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当 りに換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	12件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%
ステップアップ率	—	—	80%	90%

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

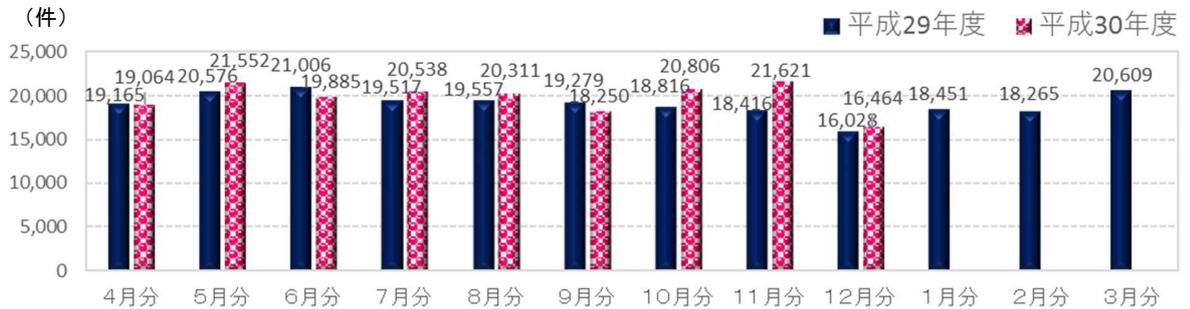
年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(②+③)/①
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		(①)	人口 10万人 あたり	うち 就労支援対象 プラン作成者分 (②)	うち 就労支援対象 プラン作成者分 (③)			
H27	14.7	226,411	3.6	55,570	1.8	28,207	—	—	—	—	
H28	14.5	222,426	4.3	66,892	2.1	31,970	17,836	4,878	71%		
H29	14.9	229,685	4.6	71,293	2.1	31,912	17,958	4,414	70%		
H30	4月分	14.9	19,064	4.8	6,141	2.2	2,754	1,205	548	56%	
	5月分	16.8	21,552	5.2	6,593	2.2	2,864	1,330	591	60%	
	6月分	15.5	19,885	5.1	6,513	2.2	2,792	1,426	593	65%	
	7月分	16.1	20,538	5.0	6,354	2.2	2,843	1,431	607	65%	
	8月分	15.9	20,311	5.0	6,389	2.1	2,720	1,468	588	69%	
	9月分	14.3	18,250	4.9	6,234	2.1	2,633	1,307	522	63%	
	10月分	16.3	20,806	5.3	6,750	2.3	2,987	1,347	648	60%	
	11月分	16.9	21,621	5.2	6,621	2.4	3,023	1,358	637	59%	
	12月分	12.9	16,464	4.5	5,783	2.0	2,513	1,371	640	71%	
	合計	15.5	178,491	5.0	57,378	2.2	25,129	12,243	3,561	63%	

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

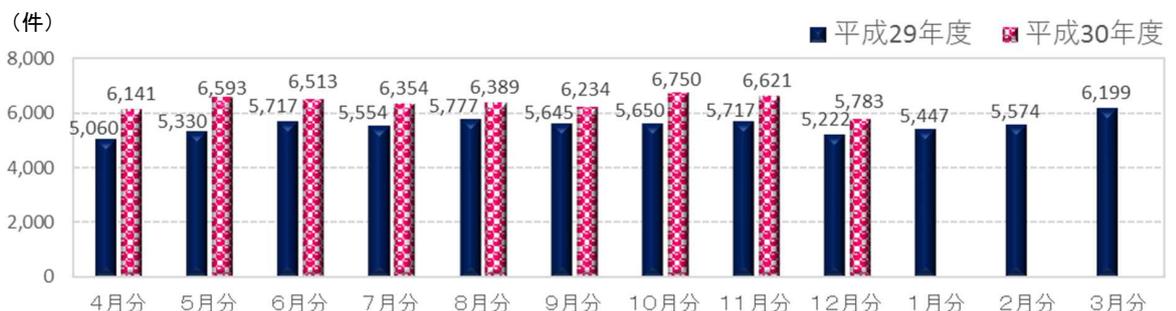
生活困窮者自立支援制度の施行状況(全国的な状況)

- 新規相談受付件数について、平成29年度は1年間で約23万件、平成30年度は12月までの9ヶ月で約17万8千件の相談があった。
- そのうち、平成29年度においては約7万1千件、平成30年度は12月までに約5万7千件が、継続した支援が必要とされ、それぞれの支援対象者に応じたプランに基づき、支援が進められているなど、着実に本制度が実施されてきている。

新規相談受付件数
平成29年度
229,685件
平成30年度
178,491件 (4月～12月)



プラン作成件数
平成29年度
71,293件
平成30年度
57,378件 (4月～12月)



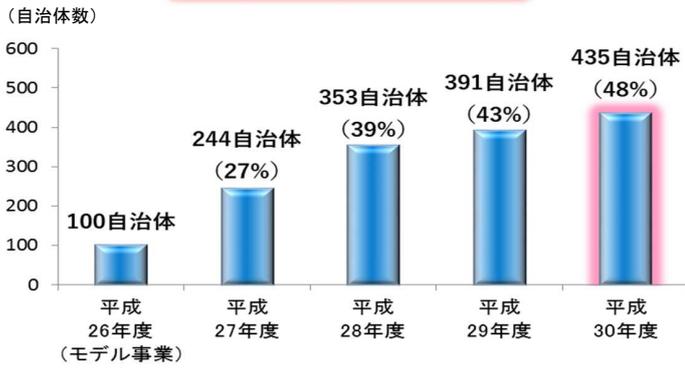
※平成29年度、平成30年度支援状況調査より(平成30年度実績は4月～12月実績)。

※平成30年10月～12月実績は、生活困窮者自立支援統計システムより把握。

任意事業の実施状況について

○ 平成30年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加している。

就労準備支援事業



一時生活支援事業



家計相談支援事業



子どもの学習支援事業



生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

平成31年4月施行

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもへの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

(1) 児童扶養手当の支払回数を見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）
※平成31年11月支払いより適用

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

- ①生活困窮者の尊厳の保持
 - ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
- ・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながらない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

（※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

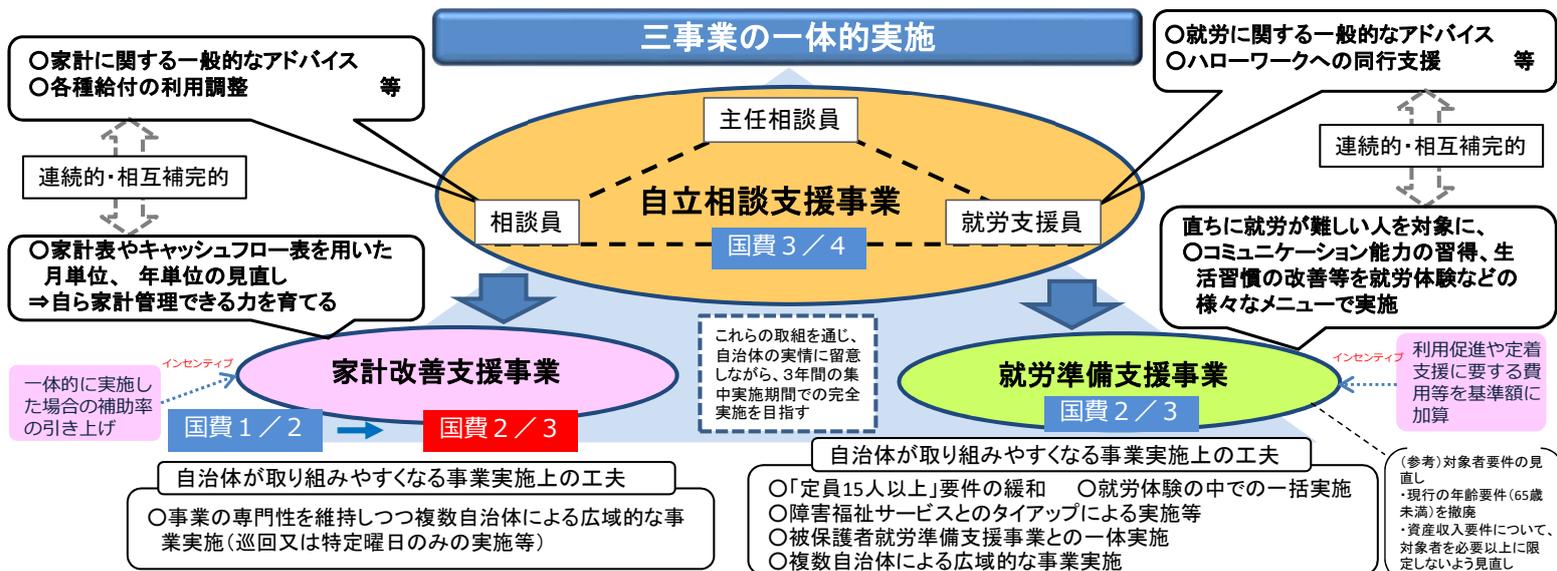
・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- ・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
 - ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。
- ※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



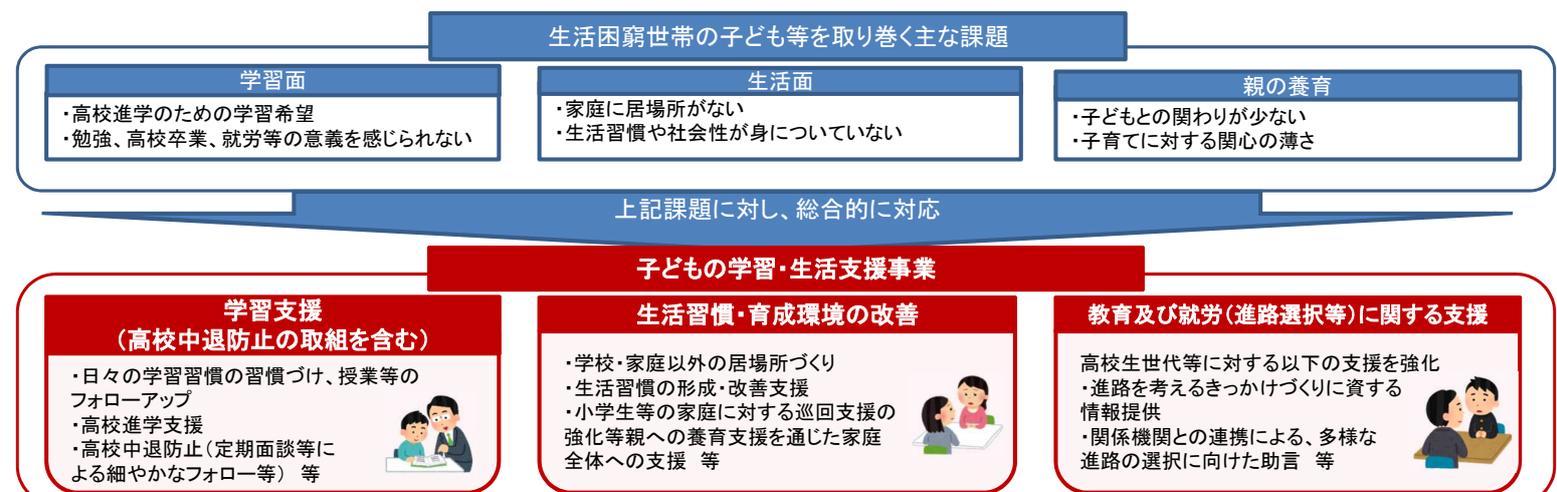
5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・ 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・ 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

- ・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。
 - ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
 - ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- ・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。
 - ① シェルター等を利用していた人
 - ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人
- (※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携
- 支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

生活習慣・育成環境の改善について (子どもの学習・生活支援事業)

- 生活困窮世帯の子どもは、親との関わりが少なく生活習慣の乱れや社会性の不足など生活面の課題を抱えていたり、保護者も子どもの生活面の課題を含め、子育てに関する悩みを抱えているなど、子どもの生活環境が整っていない場合も少なくない。
- また、学習支援に行うに当たっても、子どもが生活面の課題を抱えたままであることが、子どもが落ち着いて勉強することや、周囲との関係づくりも含めた円滑な社会生活を送ることを難しくする場合がある。
- ⇒ このため、改正法において、学習支援に加え子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

学習・生活支援事業イメージ

生活習慣・育成環境の改善

学習支援

教育及び就労(進路選択等)に関する支援

生活習慣・育成環境の改善の具体例

子どもに対する支援

- 居場所での相談支援**
学習・生活支援事業の実施スペース等を活用した相談支援・交流等。
- 日常生活習慣の形成**
後片付け、整理整頓の習慣づけ等
- 社会性の育成**
挨拶や言葉遣い、他の子どもとの接し方に対する助言等
- 体験活動等**
調理実習や年中行事体験、企業や学校見学、ボランティア活動への参加等

保護者に対する支援

- 子どもの養育に必要な知識の情報提供等**
子どもへの教育の必要性、家事や子育てに関する相談、子どもとの接し方に関する助言、相談会や講座の開催等。
- 子どもを入り口とした世帯全体への支援**
家庭訪問や保護者面談等により、その世帯の子どもの学習状況の確認や親の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業の利用勧奨や、各種支援策の情報提供や利用支援を実施。

生活習慣・育成環境の改善に関する取組の実施に当たって参考となる効果的な取組例等について、今後、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について(通知)」として策定予定。

居住支援の強化について(一時生活支援事業の拡充)

- 現行の一時生活支援事業(シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供)【補助率2/3】を拡充し、**シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等**に対して**一定期間(1年間(予定))**、**訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加**することにより居住支援を強化。

一時的居住のフェーズ
《一定の住居を持たない生活困窮者》

恒久的居住のフェーズ

個別支援

一時的居住の確保

- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設(シェルター)等における一定期間の衣食住の提供等



入居に当たっての支援

- 不動産業者等に同行し、物件や家賃債務保証業者探し、賃貸借契約などの支援を行うとともに円滑な入居を支援。
- 病院のMSW等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、自立相談支援事業における継続的な支援を行う。
→適切な住居の確保のための専門的視点を有した上で、宅地建物取引業者、家主、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人などと連携した支援が必要。

居住を安定して継続するための支援

- シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援(※)などの、自立した生活に向けた“アフターフォロー”を実施。

※「地域とのつながり促進支援」とは、共同利用のリビングを設けるなどにより、日常生活上の相談に応じたり、緊急事態が生じた場合に対応できるよう、地域住民や近隣に居住する低所得者同士の家族的な助け合いの環境づくりの支援をいう。

(支援終了後を見据えた) 支援体制の構築支援

安定した地域生活

環境整備

- 自治体において様々な居住支援サービスの情報を収集した上で、取り組みが低調なサービスはその担い手を開拓、確保する。
- ・保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件情報を収集。
- ・民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等の情報収集。
- ・緊急連絡先の代わりになりつる、見守り・安否確認サービス等の情報について、市町村の福祉担当や社会福祉協議会などから収集。
- ・家賃債務保証や緊急連絡先の引き受けについて、社会福祉法人等に打診、スキームづくり。
- ・緊急連絡先がなくても入居時に制限がかからない、安価な住居を自ら提供する社会福祉法人等を開拓。
- 居住支援関係機関(宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等)等との連携体制を確保する。



外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)

⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後も対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

- ① **行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備**
 - 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「**多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)**」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
 - 安全・安心な生活・就労のための新たな「**生活・就労ガイドブック(仮)**」(11言語対応)の作成・普及
 - **多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築**【8億円】と**多言語音声翻訳システムの利用促進**
- ② **地域における多文化共生の取組の促進・支援**
 - 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
 - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

- ① **医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等**
 - 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
 - **地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内の多言語化の支援**
- ② **災害発生時の情報発信・支援等の充実**
 - 気象庁H.P.、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
 - 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

【17億円】

(3) 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- **消費生活センター(188番)**、**法テラス**、**人権擁護機関**(8言語対応)、**生活困窮相談窓口等の多言語対応**
- ④ **住宅確保のための環境整備・支援**
 - 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
 - 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
- ⑤ **金融・通信サービスの利便性の向上**
 - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
 - 携帯通話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

- ① **日本語教育の充実**
 - 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
 - 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
 - 日本語教育の標準等の作成(日本語CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
 - 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
- ② **日本語教育機関の質の向上・適正な管理**
 - 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
 - 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
 - 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
 - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
- 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保

- ① **適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保**
 - 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談はととライン」の多言語対応(8言語対応)
 - 「外国人労働者相談コーナー」「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
- ② **地域での安定した就労の支援**
 - ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
 - 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施
- ③ **社会保険への加入促進等**
 - 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
 - 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
 - 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成(9カ国)とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9カ国)
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
- 在外公館等による情報発信の充実

【34億円】

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間~1か月)の励行

(2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、**公的統計の充実・活用**
- 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

(3) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
- 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

(注) 予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営交付金13億円の内数(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援助成金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在者対策等157億円等がある。

生活困窮者自立支援法の各事業の委託について

- 生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、社会保障審議会の報告書において、以下の指摘があった。
 - ・ 「施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、**事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保**や、**質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要**である」こと
 - ・ 「事業における支援の質や継続性等の観点から、マニュアルの改正などにより、自治体に対して、**その委託に当たっての留意点等を示す**べきである」こと
- この報告書の内容も踏まえ、「生活困窮者自立支援制度における自治体事務マニュアルの改訂について」(平成30年10月1日社援発1001第1号)により、以下のとおり委託先選定に当たっての留意点を都道府県等に対して周知

委託先の選定に当たっての留意点

- ・ 委託先の選定等に当たっては、**事業の質の維持の観点から、これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること**
- ・ **事業の内容に着目した選定が望ましいこと**
- ・ **事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと**
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、**事業の継続性の観点にも留意すること**
- ・ 制度施行後3年目と間もない期間の中で、**従事者の質的・量的確保を配慮した視点も重要であること**
- ・ 委託先の選定に当たっては、**事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと**

こうした留意点の徹底により、生活困窮者自立支援制度の各事業における**支援の質の維持と継続性、委託事業における質の高い支援を行うことができる職員の安定的確保等**を図る。

生活困窮者自立支援法等関係予算の平成31年度予算案

平成29年度予算額 **400.4億円** → 平成30年度予算額 **431.5億円** → 平成31年予算額(案) **438.2億円 (+6.6億円)**

平成31年度予算案においては、改正生活困窮者自立支援法に基づき、子どもや保護者の生活習慣や育成環境の改善等に関する取組や居住支援の充実を図るとともに、生活困窮者の自立を一層促進するため、就労・定着支援の充実や生活困窮者支援を担う人材養成等の実施に要する経費を含めて、総額で約440億円を確保。

必須事業（負担金）

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金
- ・被保護者就労支援事業

30年度予算額

217.8億円

→

31年度予算額(案)

217.8億円

任意事業（補助金）

- ・就労準備支援事業
- ・被保護者就労準備支援事業
- ・一時生活支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・子どもの学習・生活支援事業
- ・都道府県による市町村支援事業
- ・町村による相談の実施
- ・その他の生活困窮者の自立促進事業

30年度予算額

213.8億円

→

31年度予算額(案)

220.4億円

(新規・拡充分を含む)

新規・拡充分

30年10月施行分の満年度化

①

- ・30年10月施行分の満年度化にかかる予算額の確保

居住支援の推進

②③

- ・居住支援の強化
- ・借り上げ型シェルターの確保推進

子どもの学習・生活支援事業の推進

④

- ・子どもの生活習慣・環境の改善等に関する取組の強化

都道府県による市町村支援の充実

⑤

- ・支援員を支えるネットワークの構築

就労・定着支援体制の充実

⑥⑦

- ・自立相談支援事業の機能強化
- ・認定就労訓練事業の実施促進

生活福祉資金貸付の償還の取組強化

⑧

- ・生活福祉資金貸付制度の償還努力を評価する仕組みの導入

※ 赤字傍線は法律改正事項

生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施（1.2億円（別掲））

① 30年10月施行分の満年度化にかかる予算額の確保

(法律改正事項)

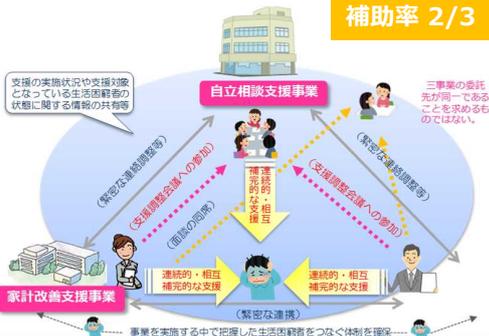
◇ 30年10月施行分（家計改善支援事業の補助率の引き上げ及び実施率の向上、都道府県による市町村支援事業及び町村による相談の実施の新設）の満年度化（6か月→12月）にかかる所要の予算を確保する。

平成30年10月施行関係事業

家計改善支援事業の補助率の引き上げ

・家計改善支援事業と就労準備支援事業の実施を全国的に推進するため、①自治体を取り組みやすくなる事業実施上の工夫や、②都道府県による事業実施体制の支援によるバックアップを行うとともに、③三事業を一体的に推進した場合には、家計改善支援事業の補助率を1/2から2/3に引き上げる。

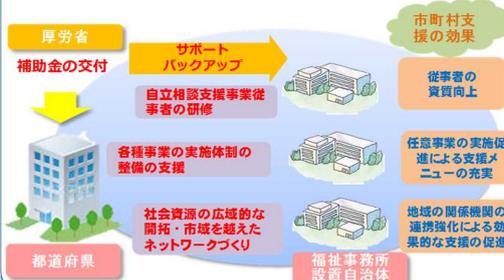
補助率 2/3



都道府県による市町村支援事業

・都道府県による広域的な見地からの支援をより効果的・効率的に実施するため、①自立相談支援事業従事者の研修、②各種事業の実施体制の整備の支援、③社会資源の広域的なネットワークづくり等を行う「都道府県による市町村支援事業」を法律に位置付けるとともに、その費用の一部を補助

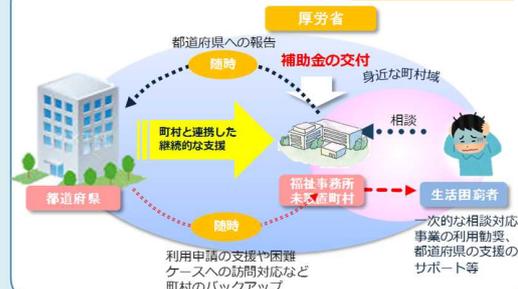
補助率 1/2



福祉事務所未設置町村による相談の実施

・福祉事務所を設置していない町村が都道府県との緊密な連携体制を確保した上で生活困窮者からの相談に応じるなど自立相談支援事業の一次的な相談機能を担うことができるようにするとともに、その費用の一部を補助

補助率 3/4



平成30年度 6月分予算

平成31年度 12月分予算

② 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充) (法律改正事項)

◇ 現行の一時生活支援事業（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）【補助率2/3】を拡充し、以下の対象者に対し、**一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加**することにより、居住支援を強化。

- ① **シェルター等を利用していた人** ② **居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人**

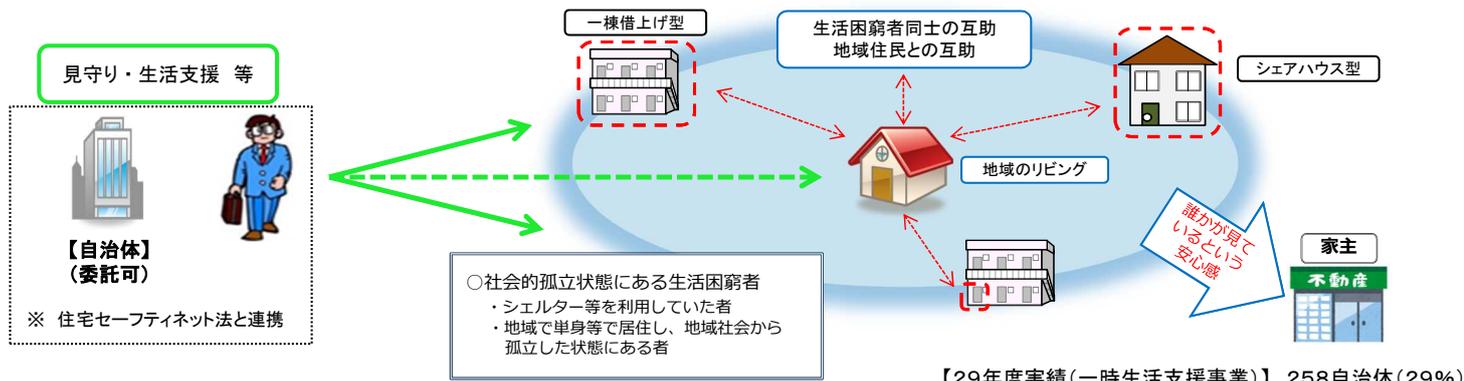
(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）とも連携

(※) 今回の強化分（訪問による見守りや生活支援等）の実施に当たっては、従来の一時生活支援事業のメニュー（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）の実施が前提。

対象経費

補助率 2 / 3

- ◇ 支援員等の人件費 ◇ 訪問に係る旅費、通信費 等



支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

③ 一時生活支援事業の借り上げ型シェルターの確保推進

○ 一時生活支援事業では、ホームレスの方のみならず、いわゆるネットカフェに寝泊まりしている方、家賃滞納等により自宅を退去せざるを得ない方、家庭の事情により自宅にいられなくなった方など、**事業を利用する可能性のある対象者が、これまで実施主体の中心であった都市部のみならず、その他の地域まで広がっている。**

○ このような者に対しては、日常生活を安定的なものとするのが最重要課題であり、住宅の確保に先立って「一時的な居住先」の確保が喫緊の課題となっている。

○ そのため、「一時的な居住先」を確保するとともに、自立に向けた支援を受けることができるよう、借り上げ型シェルターの一層の確保につとめる。

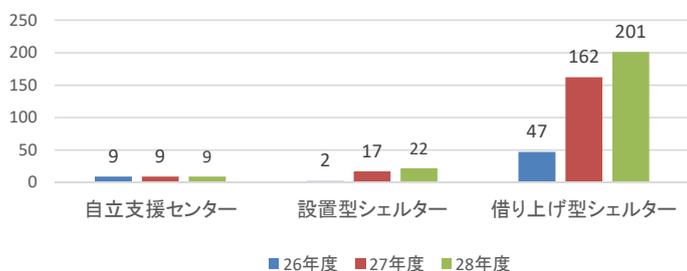
○ また、旅館やアパート等の施設を借り上げる形式のシェルターの確保にあたり、宿泊料の上昇傾向を踏まえた、借り上げ料の見直し(増額)を行う。(補助基準単価の上限を7,000円に引き上げる。)

対象経費

- ◇ 借り上げ料など

補助率 2 / 3

○一時生活支援事業の実施形態



○宿泊施設の宿泊料の状況

	宿泊料平均 (民営、1泊2食)	増加額
平成26年	17,507	-
平成28年	18,341	834

(資料)小売物価統計調査

④ 子どもの生活習慣・環境の改善等に関する取組の強化

(法律改正事項)

- ◇ 今回の制度改正では、生活困窮世帯等の子どもに対する「子どもの学習支援事業」について、従前の学習支援に加え、
 - ① 生活困窮世帯における子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言
 - ② 生活困窮世帯における子どもの進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を拡充し、「**子どもの学習・生活支援事業**」として強化を図ることとしている。
- ◇ そのため、新たに明文化された相談支援等に関する取組について、現在約半数程度の自治体しか取り組んでいない状況であり、これらの自治体の事業実施を後押ししていく必要がある。
- ◇ 以上のことから、**子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言を実施する団体には、一定の加算措置を行い、生活習慣等に関する助言についても学習支援と同様に必須化を目指し、自治体の取組を後押ししていく。**

対象経費

- ◇ 専門支援員人件費等（人件費・旅費）
- ◇ 連絡協議会開催費用（会議費、資料作成費等）
- ◇ その他費用（旅費等） etc..

補助率 1/2

取組強化の具体的内容

新たに明文化された生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う場合には新規に加算を実施。

<加算対象となるメニュー例>

- ・居場所での相談支援
- ・生活習慣の形成や社会性育成のための支援
- ・体験活動等
- ・保護者への養育支援



改正後の加算措置



生活習慣等助言に対する加算措置を設けることで、学習支援以外の取組の後押しに繋がることが期待され、これらの効果で**子どもが成長過程で社会から孤立せず、公平な条件で人生を歩むことができるよう、「貧困の連鎖を防ぐ」という視点に立った積極的な支援が可能になる。**

⑤ 支援員を支えるネットワークの構築

- 生活困窮者の抱える複雑かつ複合的な課題に関する相談に包括的に対応していくためには、支援員の人員の確保や育成、さらには、**困難な事例に直面した際の支援といったバーンアウト防止に向けた取組を行うことが必要**。国会答弁や困窮法一部改正法案の附帯決議においても、支援員への心理的な負担軽減等の各種取組を行うべきとされている。
- そのため、各都道府県において、市域を越えて経験豊富な相談員へ相談をするための「**支援員専用電話相談ライン**」（仮称）の構築やメール相談受付への対応、他職種も含めたネットワークづくり等の取組により、支援員が困難な事例に直面した場合に相談し、適切な助言等を得られるような体制を構築する。

対象経費

- ◇ オペレーターの人件費
- ◇ 通信費（電話料金）、賃借料、備品購入費、消耗品費 等

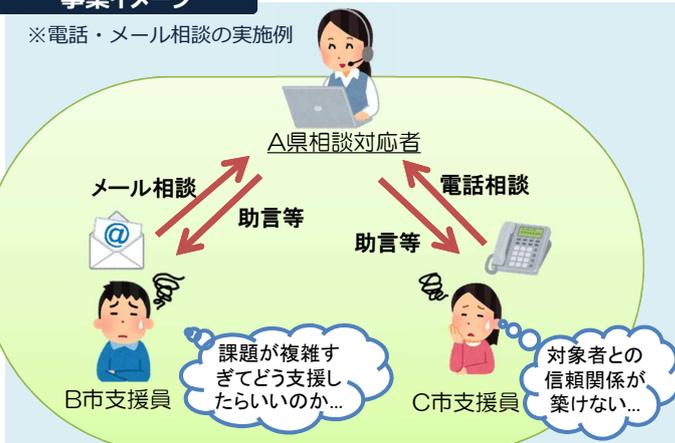
補助率 1/2

事業内容

- 都道府県に「支援者専用電話相談ライン」やメール相談受付の体制を構築。生活困窮者の支援経験が豊富な者を担当者として配置。
- 県内各市の支援員からの相談（困難ケースの対応方法等）に対し、適切な助言等を提供する。
- 他職種も含めたネットワーク会議の実施により、支援内容の提案・助言。

事業イメージ

※電話・メール相談の実施例



参考

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)
 - 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
 - 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。
 - また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。
- 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)
 - 二、(略)・・・断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
 - 八、(略)・・・また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

⑥ 自立相談支援事業の機能強化 (困窮制度における障害者就業・生活支援センター等の活用)

- ◇ 平成26年度生活困窮者自立促進モデル事業実施自治体の平成28年度新規相談者の特性をみると(※)、障害者手帳を所持している者(約7%)のほか、メンタルヘルスの課題(うつ、不眠、不安、依存症、適応障害など)を抱えている者(約15%)、障害の疑いがある者(約6%)、コミュニケーションに課題を抱えている者(約5%)、社会的孤立(約6%(ひきこもり・ニート等))、生活習慣の乱れ(約3%) (重複回答)等**専門的な相談支援が求められる者が多く、自立相談支援機関の現場においても支援対象者に応じたきめ細かな支援が求められている。**
- ◇ そのため、**自立相談支援事業の機能強化事業として**、障害のうかがわれる方等に対して障害者就業・生活支援センターなど専門的な支援機関に委託すること等により、就労面・生活面一体的な支援を実施することにより、**一般就労を目指す生活困窮者に対する支援を強化**する。

対象経費

◇ 人件費(各都道府県等に1名の相談員を配置)

補助率 1/2

※ 改正法第7条第2項第3号に基づく「その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として要求

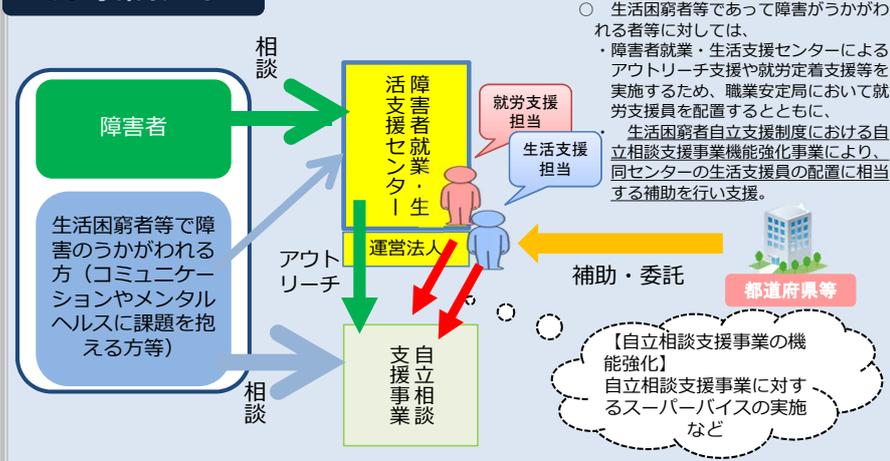
1. 事業内容

- ◇ 障害のうかがわれる者やコミュニケーションやメンタルヘル스에課題を抱える者など一定の生活困窮者に対する就職段階や定着段階での生活支援
- ◇ その専門的な支援機関のノウハウを活用した自立相談支援事業等に対するスーパーバイズ等

2. 事業実施形態

- ◇ 都道府県単位(指定都市・中核市は可)での実施(※)を想定(※全国50カ所)
- ◇ 実施の委託先としては障害者の支援のノウハウを有する障害者就業・生活支援センター等が考えられる。

3. 事業イメージ



⑦ 認定就労訓練事業の実施促進

- ◇ 直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場である「認定就労訓練事業」については、いわゆる「中間的就労」として生活困窮者の就労支援に有用であり、認定事業所数は増加している(※)。
 (※) 認定就労訓練事業所の認定状況(H30.3.31時点): 認定件数 1,409件、利用定員合計 3,561名
- ◇ 一方で、認定事業所に対する経済的支援は、現状では事業所の立ち上げ支援等に限定されており、傷害保険の保険料や就労支援に要する費用も認定事業所が負担しており、当該事業を促進する支障となっているとの指摘がある。
 【参考】
 ● 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書
 「…事業所に通うための交通費や**保険の加入に関する費用を事業所が負担している実態**や、**就労支援担当者を置く余裕がない状況**、事業所として支援する経験やノウハウが乏しいことなどを背景に、**認定就労訓練事業を実施する事業所に対する経済的インセンティブ支援や、事業者における支援ノウハウの支援を求める声**が強い。」
 ● 生活困窮者自立支援法の一部改正法(H30.6.8公布)への参議院厚生労働委員会の附帯決議
 「支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、認定就労訓練事業者の認定方法を工夫するとともに、事業者に対する優先発注、税制優遇、事業の立ち上げ支援等の**経済的インセンティブの活用や支援ノウハウの提供など、受皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること**」
- ◇ このため、事業を実施するに当たって追加的に生じる費用への補助の仕組みを講じ、認定事業所における**就労訓練事業の実施を促進**することにより、**生活困窮者の就労支援のさらなる推進を図る。**

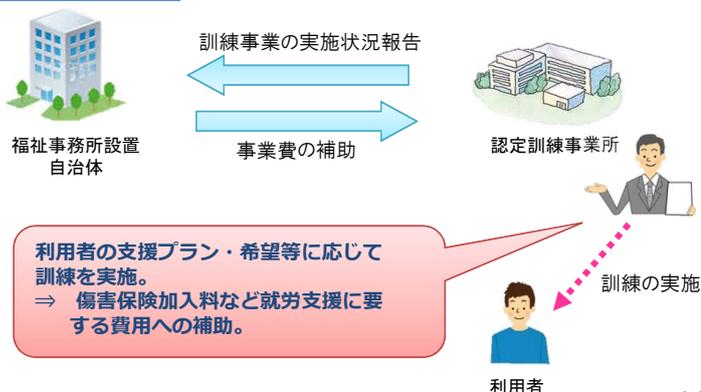
対象経費

◇ 「非雇用型」の利用者向け傷害保険加入料など就労支援に要する費用

補助率 1/2

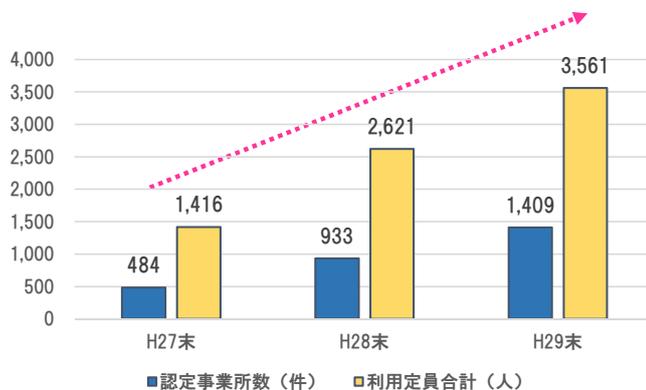
※ 改正法第7条第2項第3号に基づく「その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として要求

事業イメージ



参考

認定訓練事業所数・利用定員の推移



⑧ 生活福祉資金貸付制度の償還努力を評価する仕組の導入

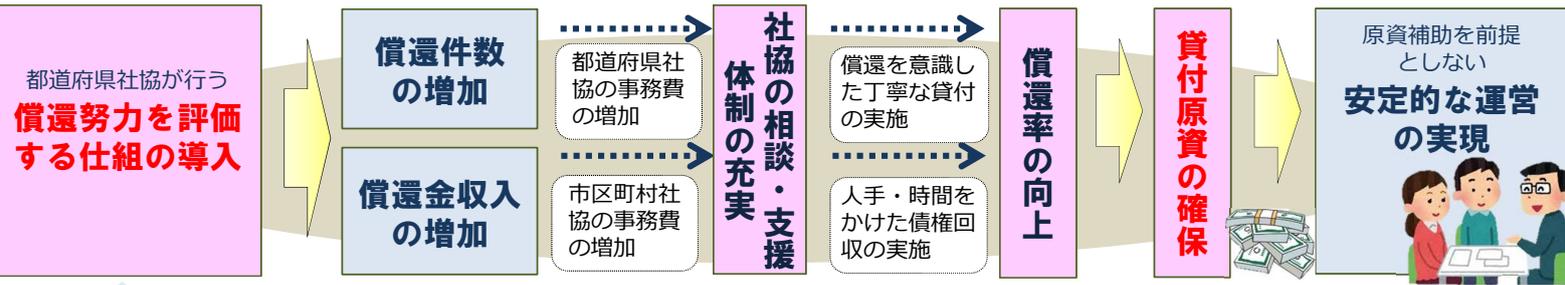
- ◇ 生活福祉資金については、公費を原資とした貸付制度であることから、償還が可能な方には可能な限り返済に努めていただくことが基本となる。
- ◇ しかしながら、現在、貸付を行っている債権の状況を見ると、**借受人からの償還が滞っているケースも少なくなく**、これらのケースの中には、現住所の特定が必要になるなど通常債権の回収と比べて、相対的な事務負担や費用負担が重くなっているものもあると考えられる。
- ◇ このため、これらの貸付金の適切な債権管理事務の実施を促す観点から、**都道府県社会福祉協議会が行う償還の取組や体制を適切に評価する仕組みを設けることにより、貸付金の確実な償還を促し、原資の補助を前提としなくても、償還金収入のみで安定的に運営できる状況を目指していく。**

対象経費

- ◇ 職員俸給、諸手当等
- ◇ 旅費、諸謝金
- ◇ 需用費（備品費、消耗品費、光熱水費等）

補助率 1/2

※ 改正法第7条第2項第3号に基づく「その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として要求



（体制に関する評価の例）

- ◇ 債権回収に関する業務知識の蓄積、専門的な対応の強化を図る観点から、債権回収専任の職員の配置
- ◇ 金融機関OBなど債権回収に知見を有する職員の配置など



（取組に関する評価の例）

- ◇ 債権回収強化のための現行システムの改修（名寄せ機能やアラート機能強化、滞納者情報の充実）
- ◇ 顧問弁護士との日常的な相談体制の確立
- ◇ 専門的な知識や経験を有する一般民間事業者等への業務委託



⑨ 自治体・支援員向けコンサルティングの実施

- 困窮法一部改正法において「都道府県による市町村支援事業」が努力義務化されたことに伴い、都道府県が主体となって管内市町村に支援することとなるが、ノウハウが十分に蓄積されていない都道府県においては、引き続き国としてのサポートが求められ、また、必要に応じて国として市町村へ直接ノウハウの伝達・助言等を行うことも考えられる。
- そのため、**各自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に関し、専門スタッフを派遣しコンサルティングを行う。**また、**全国の支援員が利用できる情報共有サイトを運営**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。

対象経費

- ◇ 人件費、専門スタッフ派遣に係る旅費・謝金、事務所費用
- ◇ 情報共有サイトの開設費用、運用・保守 等

※ (項) 生活保護等対策費 (目) 公的扶助資料調査委託費として要求

事業内容

- 都道府県・市町村に**専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達や困難ケースへの対応を実施。**
 - 全国の支援員がアクセス可能な**情報共有サイトを開設し**、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。
- ※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

事業イメージ



参考

■ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)

- 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
- 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、**高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠**であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。
- また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。

■ 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)

- 二、 (略) …断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、**人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。**
- 八、 (略) …また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

自立相談支援事業の国庫負担基準額

- ◆ 人口規模に応じた基本基準額・・・予算を公平かつ効果的に執行するため人口規模に応じた基本基準額を設定
- ◆ 都道府県広域加算・・・都道府県が設置する福祉事務所数に応じ、1か所あたり500万円を加算
- ◆ 保護率加算・・・保護率が一定割合を超えている自治体に対する加算

○保護率が2%以上の自治体・・・基本基準額の1.2倍 ○保護率が3%以上の自治体・・・基本基準額の1.5倍★

- ◆ 住居確保給付金加算・・・住居確保給付金の支給実績が一定件数を超えている自治体に対する加算

○住居確保給付金の支給実績が6件以上／人口10万人当たりの自治体・・・基本基準額の1.2倍

- ◆ 過疎地域加算・・・管内地域の人口密度が一定割合を下回る自治体に対する加算

算定基準	算定方法	
	過疎市町村 (市町村全域が過疎地域の場合に限る)	過疎地域とみなされる 区域を有する町村
過疎市町村等の人口密度（過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、過疎地域とみなされる区域の人口密度）が50人/km ² 以下	基本基準額の1.5倍★ ※ 道府県の場合は1.3倍	基本基準額＋（当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額の0.5倍）

要件変更

- ◆ 支援実績加算・・・所要額が適用基準額を上回り、かつ、以下のいずれの要件も満たす自治体に対する加算

- ◇ 新規相談件数要件【新規相談件数が目安値を超えている】又は【前年より1割以上増加】・・・基本基準額の1.5倍★
- ◇ プラン作成件数要件【プラン作成件数が目安値を超えている】又は【前年より1割以上増加】

※ 都道府県広域加算後の基本基準額に、保護率加算、住居確保給付金加算、過疎地域加算、支援実績加算の要件を満たしたもののうち、最も高い加算率を乗じて得た額を『適用基準額』とする。ただし、★の加算の算定要件を複数満たす場合は、都道府県広域加算後の基本基準額に1.6倍を乗じて得た額を『適用基準額』とする（**複数要件該当の特例**）。

新設

支援実績減算の導入（就労準備、家計改善、学習・生活支援）

- 年間を通じて利用者がいない状況が複数年度に渡って連続するなど各種任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業）の利用実績が低調な自治体に対する減算措置について、「対象となる自治体の要件」及び「具体的な措置の内容」を以下のとおり定め、平成31年度の国庫補助協議から適用することとする。
- なお、今回、これまで自治体に示してきた措置（基本基準額から減算）からより厳しい措置（前年度交付決定額から減算）に見直すこととしたことも踏まえ、平成31年度の国庫補助協議においては、比較的緩い措置を試行的に実施することとし、その改善効果を踏まえた上で、次年度以降の国庫補助協議においてより実効性の高い仕組みを講じるものとする。

【支援実績減算の対象となる自治体の要件と具体的な減算措置の内容】

		家計改善支援事業	就労準備支援事業	子どもの学習・生活支援事業
対象となる自治体の要件		就労準備支援事業、家計改善支援事業又は子どもの学習支援事業を協議年度の前々年度から実施している自治体であって、協議年度の前々年度から前年12月末までの間（平成31年度国庫補助協議においては、平成29年4月から平成30年12月までの間）に渡って、それぞれの事業ごとに利用者がいない状況が継続している自治体		
具体的な措置の内容	単独実施の場合	前年度の交付決定額に0.9を乗じた額を国庫補助所要額の上限とする		
	一体的実施の場合※	（いずれの事業も算定要件を満たす場合） 前年度の交付決定額（合算後）に0.9を乗じた額を国庫補助所要額の上限とする		—
		（いずれか一方の事業のみ算定要件を満たす場合） 前年度の交付決定額（合算後）に0.95を乗じた額を国庫補助所要額の上限とする		

※ 新たに一体的実施へ移行した年度については、合算単価の適用により▲10%の費用効率化が求められること、新たに実施する事業の備品購入費などイニシャルコストが嵩むことにも配慮し、支援実績減算は適用しない。

平成31年度新規・拡充事業に係る国庫補助基準単価

平成31年度予算(案)に計上した新規・拡充事業の基本基準額、目安額、加算単価等については以下のとおりとする。

No.	事業名	新規・拡充事項	目安額・加算単価
1	一時生活支援事業	地域居住支援事業の創設	人口区分に応じて基本基準額を設定
		参考1 借り上げ型シェルターの借り上げ料の引き上げ	6,000円 → 7,000円 利用者1人あたり1日分
2	子どもの学習・生活支援事業 参考2	生活習慣・育成環境の改善に係る加算措置の創設	基本基準額の 40% これに伴い基本基準額、一部加算の水準を見直し
3	その他事業	支援員を支えるネットワークの構築	都道府県による市町村支援事業の 目安額の範囲内 で補助 事業費 20,000千円 (国庫補助: 10,000千円)
4		自立相談支援事業の機能強化	都道府県の場合 事業費 10,000千円 (国庫補助: 5,000千円) 市町村の場合 事業費 6,000千円 (国庫補助: 3,000千円)
5		認定就労訓練事業の実施促進	就労訓練推進事業の目安額の範囲内 で補助 都道府県の場合 事業費 15,000千円 (国庫補助: 7,500千円) 市町村の場合 事業費 10,000千円 (国庫補助: 5,000千円)
6		生活福祉資金貸付の償還努力を評価する仕組みの導入 参考3	債権回収体制整備加算 5,000千円 (国庫補助: 2,500千円) 債権回収取組強化加算 5,000千円 (国庫補助: 2,500千円) 償還件数1件あたり事業費(不良債権) 52千円 (国庫補助: 26千円)

(参考1) 一時生活支援事業の国庫補助基準額

◆ 一時生活支援事業の基本基準額・・・施設(設置)型、借り上げ型ごとに下表のとおり設定

・平成31年度に新設した「地域居住支援事業」を実施する場合は、人口区分に応じた基準額(右表)を加算

区分	自立支援センター・設置型シェルター		借り上げ型 シェルター
	基準額 (本体)	基準額 (土地・建物の 借り上げ分)	
基準額	定員区分	基準額(※)	60,000千円 (1施設あたり) 7千円 (利用者1人あたり1日分)
	～ 9人	9,500千円	
	10人～ 29人	15,500千円	
	30人～ 49人	38,500千円	
	50人～ 69人	55,500千円	
	70人～ 99人	82,000千円	
	100人～199人	122,000千円	
	200人～299人	188,000千円	
300人以上	厚生労働大臣が認めた額		

地域居住支援事業	
人口区分	単価
2万人未満	1,700
2万人以上～3万人未満	2,000
3万人以上～4万人未満	2,300
4万人以上～5.5万人未満	2,700
5.5万人以上～7万人未満	3,000
7万人以上～10万人未満	3,700
10万人以上～15万人未満	4,700
15万人以上～20万人未満	5,700
20万人以上～30万人未満	6,700
30万人以上～40万人未満	8,300
40万人以上～50万人未満	10,000
50万人以上～60万人未満	10,700
60万人以上～70万人未満	11,300
70万人以上～80万人未満	12,000
80万人以上～90万人未満	12,700
90万人以上～100万人未満	13,300
100万人以上～110万人未満	16,700
110万人以上～120万人未満	17,000
120万人以上～130万人未満	17,300
130万人以上～140万人未満	17,700
140万人以上～150万人未満	18,000
150万人以上～160万人未満	18,300
160万人以上～170万人未満	18,700
170万人以上～180万人未満	19,000
180万人以上～190万人未満	19,300
190万人以上～200万人未満	19,700
200万人以上～210万人未満	20,000
210万人以上～220万人未満	20,300
220万人以上～230万人未満	20,700
230万人以上～240万人未満	21,000
240万人以上～250万人未満	21,300
250万人以上～260万人未満	21,700
260万人以上～270万人未満	22,000
270万人以上～280万人未満	22,300
280万人以上～290万人未満	22,700
290万人以上～300万人未満	23,000
300万人以上	23,300

◆ 医療専門職巡回加算・・・医療職による相談や支援を行う場合に**3,500千円**を加算